

# 組み合わせてのご利用がおすすめです

『代理人サービス』と『将来のための代理人サービス』を組み合わせれば、お元気なうちから、代理人による取引が可能になり、万が一、認知症になられたとしても、引き続き代理人による取引が可能です。



<b>対象の代理取引</b>	<b>「当座預金を除く預金の入出金、新規開設・解約」</b> <small>※共通印鑑届利用先に限ります。  <small>※口座開設店にて申込む必要があります。</small> </small>	<b>「当座預金を除く預金の入出金、新規開設・解約」</b> <b>「住所・電話番号変更等の諸届け」</b> <b>「残高証明書発行」</b> <b>「自動振替の設定」「出資金の譲渡」</b> <small>※共通印鑑届利用先に限ります。  <small>※口座開設店にて申込む必要があります。</small> </small>
<b>申込受付</b>	<b>預金者と代理人からお届けをいただきます</b>	
<b>代理人の条件</b>	<b>配偶者または血縁関係のある二親等以内の親族から1名</b> <small>※二親等以内とは子ども、両親、兄弟、姉妹、孫、祖父母 ※友人や知人は不可</small>	
<b>代理人との取引</b>	<b>①取引の都度、本人を確認できる公的資料（運転免許証等）を持参してください。</b> <b>②当金庫は、代理取引にかかる根拠となる書面（請求書や領収書等）の提示を求めています。</b> <b>また、取引に対し、疑念や不審な点がある場合、預金者へ確認を行うことや、取引を謝絶することがあります。</b>	
<b>利用開始時期</b>	<b>契約日から</b>	<b>代理人が『代理人取引開始届』を提出した後</b> <small>・預金者の認知症発病を確認できる診断書を提出いただきます  <small>・預金者が事前に指定した推定相続人1名に本サービスの開始について通知します</small> </small>
<b>バンキングアプリ</b>	<b>取引・残高確認が可能です</b> <small>（預金者及び代理人）</small>	<b>取引・残高確認が可能です。</b> <small>（代理人）</small> <small>ただし、代理人取引開始後、預金者の推定相続人から代理取引に関する開示請求があれば、当金庫はそれに応じます。</small>
<b>キャッシュカード</b>	<b>預金者のみ利用できます</b>	<b>利用不可</b>
<b>取扱手数料</b>	<b>無料</b>	<b>無料</b> <small>（ただし、各種お手続きごとに、所定の手数料が掛かります。）</small>
<b>申込時に必要な書類等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 預金者と代理人の本人確認が可能な書類（運転免許証・マイナンバーカード等）</li> <li>● 預金者と代理人の関係が確認可能な書類（戸籍謄本等）  <small>「代理人サービス」と「将来のための代理人サービス」を併せて申込みされる場合は合わせて1通</small></li> <li>● 預金者・代理人の共通印鑑届出印（新たに届け出る場合も含む）</li> <li>● 預金者名義の当金庫の通帳・証書等</li> </ul>	
<b>注意事項</b>	<p>■以下の場合には、当金庫の判断でサービスを停止させて頂く場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 預金者が死亡等でサービスの継続が不可能と判断した場合</li> <li>② 預金者または代理人の認知・判断能力が無くなった場合</li> <li>③ 代理人が行う取引に疑念や不審な点があると当金庫が判断した場合</li> <li>④ その他、当金庫がサービスの提供が相当ではないと判断した場合</li> </ul>	<p>■以下の場合には、当金庫の判断でサービスを停止させて頂く場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 預金者または代理人が死亡した場合</li> <li>② 代理人の認知・判断能力が無くなった場合</li> <li>③ 代理人が行う取引に疑念や不要な点があると当金庫が判断した場合</li> <li>④ 預金者に成年後見制度の開始があった場合</li> <li>⑤ 預金者の認知・判断能力が回復した場合</li> <li>⑥ その他、当金庫がサービスの提供が相当ではないと判断した場合</li> </ul>